

国不入企第30号  
財計第4615号  
令和6年12月16日

各省各庁の長  
殿  
法人所管大臣

国土交通大臣  
(公印省略)

財務大臣  
(公印省略)

### 公共工事の入札及び契約の適正化の推進について

公共工事の入札及び契約については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入契法」という。）及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「品確法」という。）等を踏まえ、不断の見直しを行い、改善をしていくことが求められています。

建設業は、社会資本の整備や維持の主体であるとともに、災害時における「地域の守り手」として、国民生活や社会経済を支える極めて重要な役割を担っています。建設業がその重要な役割を将来にわたって果たし続けられるようするためには、処遇改善や働き方改革をはじめとする担い手の確保に向けた対策や生産性向上の取組を一層強化することが急務となっています。また、昨今の資材価格の高騰に対応し、適切な価格転嫁を推進することで、労務費へのしづ寄せを防止していくことが必要です。このため、公共工事における発注体制の強化を図るとともに、入札及び契約の適正化を推進することにより、公共工事からこれらの課題に対する取組を加速化・牽引することが求められています。

このような情勢の中、建設業における処遇改善、労務費へのしづ寄せ防止のための価格転嫁、働き方改革、生産性向上などによる持続可能な建設業の実現に総合的に取り組むべく、本年6月7日に建設業法及び入契法が改正され、12月13日に入契法第13条及び第15条から第17条までの改正部分等が施行されました。また、地域における建設業の維持や公共工事の発注体制の強化も含めた地域における対応力の強化の観点も加え、6月12日に品確法が改正され、6月19日に施行されました。

これらの改正を受け、12月13日に、品確法第9条に基づく「公共工事の品質確保の促

進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（平成17年8月26日閣議決定）の改正とともに、別添のとおり入契法第18条に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定。以下「指針」という。）の改正が行われたところであり、各発注者は、入契法第19条に基づき、改正後の新たな指針に従って公共工事の入札及び契約の適正化に努めることが求められています。

各発注者におかれては、入契法及び改正後の指針の趣旨を踏まえ、全体として着実に入札及び契約の適正化が進むよう、入契法第21条第1項に基づき、以下の措置を速やかに講ずるよう要請します。

特殊法人等を所管する大臣におかれては、入札及び契約の一層の適正化が進むよう、所管法人に対しても入契法の遵守並びに改正後の指針及び本要請に沿った取組の徹底をお願いします。

## I. 指針の改正も踏まえ緊急に措置に努めるべき事項

次の事項は、入契法第19条に基づいて措置を講ずるよう努めなければならない事項の中でも、今回の指針の改正も踏まえて特に緊急に措置に努めるべき事項であり、公共工事の入札及び契約の適正化が各発注者を通じて統一的、整合的に行われることによって、初めて公共工事に対する国民の信頼を確保しうるものであることを踏まえて、速やかにそれぞれの措置を講ずるようお願いします。

### 1. 適正な予定価格の設定（指針 第2 4（1））

入契法においては、適正な金額での契約の締結を法の目的として明確化しており（入契法第1条）、そのためには、まず、予定価格が適正に設定される必要がある。また、品確法においては、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成・確保されるための適正な利潤が確保されるよう、市場実態等を的確に反映した積算による予定価格の適正な設定を発注者の責務として位置づけているところである（品確法第7条第1項第1号）。

このため、予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、建設発生土等の建設副産物の運搬・処分等に要する費用や、法定福利費、公共工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、災害協定に基づき発注者がその実施を要請する災害応急対策工事等に係る保険契約の保険料、安全衛生経費、建設業退職金共済制度の掛金等、実際の施工に要する通常妥当な経費について適切な積算を行うこと。加えて、品確法第7条第1項第2号に規定される総合的に価値の最も高い資材等を採用する場合には、これに必要な費用を適切に反映した積算を行うこと。

また、予定価格に起因した入札不調・不落により再入札に付するときや入札に付そうとする工事と同種、類似の工事で入札不調・不落が生じているとき、災害その他の特別な事情により通常の積算の方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるときその他必要があると認めるときは、入札に参加する者から当該入札に係る工事の全部又は一部の見積書

を徴すること、週休2日の確保等の必要性に鑑み、実態を踏まえた補正を行うこと等も含め、必要となる経費を適正に計上することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。加えて、当該積算において適切に反映した法定福利費に相当する額が請負契約において適正に計上されるよう、公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定・勧告）に沿った契約約款に基づき、受注者に対し法定福利費を内訳明示した請負代金の内訳書を提出させ、当該積算と比較し、法定福利費に相当する額が適切に計上されていることを確認するよう努めること。

特に、適切な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、品確法第7条第1項第1号の規定に違反すること、予定価格が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）や財務規則等により取引の実例価格等を考慮して定められるべきものとされていること、公共工事の品質や工事の安全の確保に支障を来たすとともに、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから、厳に行わないこと。また、見積り等を参考にする場合において、見積価格やメーカー等の販売希望価格に対して発注者が妥当性を確認していない独自の乗率等を考慮して価格を設定する運用は、公平性・透明性を損なうおそれが高く、ひいては、実質的に歩切りと類似する結果を招くおそれがあることから、これを厳に行わないよう徹底するとともに、乗率等を設定する場合には市場実態や同種工事での実績との比較等により、妥当性の確認を徹底すること。

これらを踏まえ、各発注者は、予定価格の設定について、必要に応じた見直しを直ちに行うこと。

## 2. 適正な施工の確保のための技能労働者の育成及び確保（指針 第2 5 (7)及び第4 3）

現場の技能労働者の高齢化や若年入職者の減少が顕著になっている中、公共工事の品質が確保されるよう公共工事の適正な施工を確保するためには、公共工事の担い手の育成及び確保に資する環境の整備を図ることが重要である。

建設キャリアアップシステムは、技能労働者の有する資格や現場の就業履歴などの登録・蓄積を通じて、公共工事に従事する技能労働者がその能力や経験に応じた適切な待遇を受けられる労働環境を整備するとともに、適正な施工体制の継続的な確保や社会保険未加入者の排除の徹底に加え、書類作成の効率化や現場管理の高度化など、建設企業の生産性の向上にも資することが期待される。国土交通省においては、技能労働者の能力評価制度の普及拡大や専門工事業者の施工能力等の見える化を通じて、建設キャリアアップシステムの利用環境の充実・向上を図り、利用者からの理解の増進に向けた必要な措置を講ずるとともに、システムの活用を通じて技能労働者の能力と経験に応じた待遇改善が図られるよう必要な施策の実施に積極的に取り組むこととしており、各発注者にあっては、その発注する公共工事の施工に当たって広く一般に受注者等による建設キャリアアップシステムの利用が進められるよう、就業履歴の蓄積状況に応じた工事成績評定における加点措置など、地域の建設企業における利用の状況等に応じて必要な条件整備を講ずること。また、国は、建設業退職金共済制度について、確実な掛金納付・退職金支給、事務負担の軽減を図るため、電子申請方式の利用促進及び建設キャリアアップシステムの現場就業履歴を活用した就労実績報告

等の促進に取り組むこととしており、各発注者にあっては、電子申請方式等が積極的に活用されるよう、必要な措置を講ずるよう努めること。

加えて、品確法に基づき、国は、技能労働者等の確保のため、外国人、女性や若者をはじめとする多様な人材の確保のため環境整備や建設業者団体等と連携した広報・啓発活動に取り組むこととされており、各発注者にあっては、公共工事の入札及び契約に際し、例えば、若手技術者や女性技術者などの登用を考慮して施工実績の要件を緩和した競争参加資格の設定、快適トイレの活用を含んだ仕様書の作成、受注者と連携した広報活動の実施等、必要な措置を適切に講ずるよう努めること。

### 3. 適切な施工条件の明示、適切な価格転嫁を含む契約変更の実施等（指針 第2 5（4））

公共工事の適正な施工を確保するためには、発注者と受注者が対等な関係に立ち、責任関係を明確化していくことが重要であることから、現場の問題発生に対する迅速な対応を図るとともに、地盤の状況に関する情報、建設発生土の搬出先に関する情報その他の工事に必要な情報について、設計図書において明示することなどにより、発注者、設計者及び施工者等の関係者間での把握・共有等の取組を推進すること。加えて、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、受注者が契約締結まで（競争入札の場合は、落札者決定後から契約締結まで）に発注者に通知する主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰等の情報についても同様に関係者間での把握・共有等の取組を推進すること。

設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、用地取得等、工事着手前に発注者が対応すべき事項に要する手続の期間が超過するなど設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合、災害の発生などやむを得ない事由が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行うこと。さらに、工事内容の変更等が必要となり、工事費用や工期に変動が生じた場合や、労務及び資材等の価格の著しい変動、資材等の納期遅れ等により工事費用や工期の変更が必要となった場合等には、施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、必要な変更契約を適切に締結するものとし、この場合において、工期が翌年度にわたることとなつたときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずること。

また、入契法第13条第2項において、各発注者は、公共工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰等の事象が発生した場合において、公共工事の受注者が請負契約の内容の変更について協議を申し出たときは、誠実に当該協議に応じなければならないこととされている。各発注者においては、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」（令和6年12月国土交通省不動産・建設経済局建設業課）も参照の上、当該協議に対し、誠実かつ適切な対応を講ずること。なお、この場合における誠実な協議については、公共工事標準請負契約約款に沿った契約約款に基づき適切に対応を行うことを前提とするものであるが、例えば、予算の不足や過去の変更契約実績がないことを理由に協議に応じないことは同項に違反するおそれがあるため、これを厳に行わないこと。

さらに契約変更手続の透明・公正性の向上及び迅速化のため、関係者が一堂に会して契約変更の妥当性等の審議を行う場（設計変更審査会等）の設置・活用を図るとともに、設計変更が可能となる場合やその手続等に関する指針（設計変更ガイドライン）の策定・公表、公

共工事標準請負契約約款に沿った契約約款の市場における労務及び資材等の取引価格の変動に基づく請負代金の額の変更に係る規定（いわゆるスライド条項）の運用基準及びこれに基づいた適正な手続の実施に努めること。特にスライド条項の運用基準を未策定の発注者においては、品確法第7条第1項第13号において発注者の責務とされていることも踏まえ、早急に当該基準を策定すること。

なお、追加工事又は変更工事が発生したにもかかわらず書面による変更契約を行わないことや、受注者に帰責事由がないにもかかわらず追加工事等に要する費用を受注者に一方的に負担させることは、建設業法第19条第2項又は第19条の3に違反するおそれがあるため、これを行わないこと。

#### 4. 施工に必要な工期の確保（指針 第2 5（1））

公共工事の施工に必要な工期の確保が図られることは、長時間労働の是正や週休2日の推進など、建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保していくことに寄与し、良質な社会資本等の整備を通じて最終的には国民の利益にもつながるものである。

このため、工期の設定に当たっては、「工期に関する基準」（令和2年7月中央建設業審議会決定・勧告）等に基づき、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、公共工事に従事する者の休日、準備期間、後片付け期間、降雨日や猛暑日等の作業不能日数等を適切に考慮するとともに、労働基準法（昭和22年法律第49号）に定められた労使協定を結ぶ場合でも上回ることのできない罰則付きの時間外労働の上限規制（以下「時間外労働規制」という。）の遵守を前提とした適正な工期での発注に努めること。この際、猛暑日の考慮については、工期に関する基準において、工期の設定に当たり、夏期におけるWBGT値が31以上の場合における不稼働等を考慮することとされていることに留意すること。また、週休2日工事の確実な実施やその対象工事の拡大に努めること。特にこれまでに週休2日工事を実施していない発注者においては、早急にその導入を行うこと。既に実施をしている発注者においては、対象工事の範囲等を見直すなど全工事に対する週休2日工事の達成割合が向上するよう努めるとともに、工期を通じた週休2日のみならず、月単位での週休2日の実現に向け、対応を充実するよう努めること。

なお、公共工事の発注者が著しく短い期間を工期とする請負契約を締結したと認められる場合、国土交通大臣又は都道府県知事による勧告の対象となることに留意すること。

併せて、入契法第11条において、公共工事を受注した元請負人が著しく短い期間を工期とする下請契約を締結していると疑うに足りる事実があるときは、当該公共工事の発注者は、当該元請負人の許可行政庁等にその事実を通知しなければならないこととされている点に留意すること。

#### 5. 施工時期の平準化（指針 第2 5（2））

公共工事については、年度初めに工事量が少なくなる一方、年度末には工事量が集中する傾向にある。工事量の偏りが生じることで、工事の閑散期には、仕事が不足し、公共工事に従事する者の収入が減る可能性が懸念される一方、繁忙期には、仕事量が集中することになり、公共工事に従事する者において長時間労働や休日の取得しにくさ等につながることが

懸念される。また、資材、機材等についても、閑散期には余剰が生じ、繁忙期には需要が高くなることによって円滑な調達が困難となる等の弊害が見受けられるところである。

公共工事の施工時期の平準化が図られることは、年間を通じて工事量が安定することで公共工事に従事する者の処遇改善や、人材、資材、機材等の効率的な活用による建設業者の経営の健全化、工期に関する基準に基づく時間外労働規制を遵守した適正な工期の確保等に寄与し、ひいては公共工事の品質確保につながるものである。

このため、指針に定めるところに従い、計画的な発注、他の発注者との連携による中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及び公表のほか、柔軟な工期の設定、積算の前倒し、工期が1年以上の公共工事のみならず工期が1年に満たない公共工事についての繰越明許費や国庫債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定などの必要な措置を講ずることにより、繁忙期の解消を含め、施工時期の平準化を図ること。

## 6. 情報通信技術の活用（指針 第2 5 (6)）

入契法第16条の規定により、公共工事に係る全ての建設業者（下請業者も含む。）は、建設業法第25条の28第3項に基づく「情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針」を踏まえ、工事の施工の管理に関する情報システムの整備等の建設工事の適正な施工を確保するために必要な情報通信技術の活用に関する措置を講ずるよう努めること等とされている。各発注者においては、入契法第17条第2項の規定に基づき、「情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針」を踏まえ、当該措置が適確に講じられるよう、建設業者によるシステムの活用に当たっての支援、建設業者向け研修会の開催、公共工事の施工における関係者の円滑な連携の促進等の援助など、当該建設業者に必要な助言、指導等の援助を行うよう努めること。

また、工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に当たっては、映像などの情報通信技術や三次元データの活用（データの適切な引継ぎ等を含む。）、新技術の導入等の推進を通じて生産性の向上を図るとともに、必要に応じて、第三者による品質証明制度やISO9001認証を活用した品質管理に係る専門的な知識や技術を有する第三者による工事が適正に実施されているかどうかの確認の結果の活用を図るよう努めること。

## 7. 施工体制の把握の徹底（指針 第2 5 (5)）

公共工事の適正な施工を確保するためには、元請業者だけではなく、下請業者についても適正な施工体制が確保されていることが重要である。このため、各発注者においては、施工体制台帳に基づく点検（情報通信技術の活用による遠隔地からの点検を含む。）等により、元請下請を含めた全体の施工体制を把握し、必要に応じ元請業者に対して適切な指導を行うこと。また、各発注者は、施工体制台帳の作成及び提出を求めるとともに、粗雑工事の誘発を生ずるおそれがある場合等工事の適正な施工を確保するために必要な場合にこれを適切に活用すること。加えて、各発注者は、元請業者の負担を軽減するため、施工体制台帳の写しの提出に代えて、建設キャリアアップシステム等のシステムの活用による施工体制の確認に努めること。

各発注者は、監理技術者の専任又は兼任の状況について適切に確認を行うこと。なお、このうち、建設業法第26条第3項ただし書による専任の特例により、監理技術者の兼務が認

められる場合や、同法第26条の5による特例により、特定営業所技術者と監理技術者の兼務が認められる場合があるものである。

#### 8. 工事書類の簡素化等、電子入札・電子契約の導入（指針 第2-6（2））

受注者における工事関係書類作成に係る負担は大きいものとなっており、発注者においてもこれらの書類の確認や管理に伴う負担等は大きいことから、工事関係書類においてもペーパーレス化の取組の推進が求められる。各発注者は、発注者・受注者双方の負担軽減や生産性の向上を図るために、工事関係書類についても統一化・簡素化等を図るとともに、ASP等の情報共有システムなどの必要なシステムの導入及び活用に努めること。

電子入札システム等の導入について、談合等の不正行為の防止、事務の簡素化や入札に要する費用の縮減、競争に参加しようとする者の利便性の向上等の観点から、可能な限り速やかにその導入を図ること。また、電子契約システムの導入は、事務の簡素化等の観点に加え、受注者における印紙税等の費用縮減にも資することから、その導入を図るよう努めること。

#### 9. 必要な体制の整備（指針 第3）

入契法及び指針に従って公共工事の入札及び契約の適正化を促進するためには、発注に係る業務執行体制の整備が重要であることから、発注関係事務を適切に実施するため、その実施に必要な知識又は技術を有する職員の育成及び確保を行うこと。工事等の内容が高度であるために積算、監督・検査、技術提案の審査ができないなど発注関係事務を適切に実施することが困難である場合には、必要に応じてCM（コンストラクション・マネジメント）方式等外部機関による支援の活用を積極的に進めることにより、発注者としての体制の補完を図ること。

#### 10. 要請又は勧告等を踏まえた的確な措置の実施（指針 第4-1）

本要請を含め、入契法第21条第1項に基づく国土交通大臣及び財務大臣による要請を受けた発注者は、当該要請の内容を踏まえ、入札及び契約の適正化を図るため必要な措置を講ずること。

さらに、同条第3項において、当該要請をした場合において、国土交通大臣及び財務大臣は、同法第20条第1項の規定による報告を踏まえ、指針に照らして特に必要があると認められる措置の的確な実施のために必要があると認めるときは、必要な勧告をすることができることとされている。勧告は、要請が行われてもなお入札及び契約の適正化が図られていない発注者に対し、特に必要があると認められる措置の的確な実施のために行われるものであり、勧告を受けた発注者は、当該勧告の内容を踏まえ、直ちに、入札及び契約の適正化を図るため必要な措置を講ずること。

### II. 繼続的に措置に努めるべき事項

次の事項は、I. に掲げる事項のほか、入契法第19条に基づいて措置を講ずるよう努めなければならない事項であり、それぞれの趣旨を踏まえて、速やかに措置を講ずるようお願

いします。

### 1. 災害復旧等における入札及び契約の方法（指針 第2 2 (1)）

災害発生後の復旧に当たっては、早期かつ確実な施工が可能な者を短期間で選定し、復旧作業に着手することが求められることから、災害応急対策又は災害復旧に関する工事においては、品確法第7条第1項第4号や指針に基づき、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、随意契約や指名競争入札を活用するなど、緊急性に応じて適切な入札及び契約の方法を選択すること。この際、同項第9号の趣旨も踏まえ、復旧・復興建設工事共同企業体についても積極的な活用を図ること。

また、品確法第7条第5項も踏まえ、発注の時期、箇所、工程等について適宜調整を図るため、他の発注者と情報交換を行うこと等により連携を図るよう努めること。

### 2. 一般競争入札の適切な活用（指針 第2 2 (1)）

一般競争入札の適用範囲を適切に設定すること。また、一般競争入札の活用に当たっては、競争条件の整備を適切に行うこととし、公共工事の入札及び契約の方法、とりわけ一般競争入札の活用に伴う諸問題に対応するため、定期の競争参加資格審査において、工事成績や地域貢献を重視した発注者別評価点の導入を図るとともに、不良・不適格業者を競争参加資格審査の対象から除外すること。また、個別工事の発注に当たっては、一定の資格等級区分内の者による競争を確保するとともに、品確法第7条第1項第7号及び官公需についての中 小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）に基づく中小企業者に関する国等の契約の方針の趣旨も踏まえ、地域の実情を踏まえた適切な競争参加条件（過去の工事実績及び成績、地域要件等）や発注規模等を設定するなど、必要な条件整備を適切に講じること。地域要件の活用については、恣意性を排除した整合的な運用を確保する観点から、各発注者が予め運用方針を定めること。

入札ボンドについて、市場機能の活用により、契約履行能力が著しく劣る建設業者の排除やダンピング受注の抑制等を図るため、その積極的な活用と対象工事の拡大を図ること。また、資格審査及び監督・検査の適正化並びにこれらに係る体制の充実、事務量の軽減等を図ること。

### 3. 総合評価落札方式の適切な活用（指針 第2 2 (1)）

総合評価落札方式の導入を図るとともに、対象工事の考え方を設定することによりその適切な活用を図ること。

総合評価落札方式で入札を行う工事のうち、競争参加者が特に多いため入札段階における発注者及び競争参加者双方の事務量が増大しているものについては、品確法第16条に基づく段階的選抜方式を活用すること等により、技術提案やその審査及び評価に必要な発注者及び競争参加者双方の事務量の軽減と技術提案の審査精度の向上を図るなど、手続の合理化を図ること。

総合評価落札方式は、発注者による技術提案の審査・評価に透明性・公正性の確保が特に求められることから、評価項目等を適切に設定するとともに、技術提案の評価結果について、その点数及び内訳の公表に加えて、具体的な評価内容を当該提案企業に対して通知するな

どの措置を講ずること。

また、建設業者の技術開発を促進し、併せて公正な競争の確保を図るため、民間の技術力の活用により、品質の確保、コスト縮減等を図ることが可能な場合においては、工事の規模・態様に応じ、例えば、設計・施工一括発注方式又は詳細設計付発注方式などの発注方式の活用や、V E 方式等を通じた民間の技術提案の積極的な活用を検討すること。

#### 4. 地域維持型契約方式等（指針 第2 2 (1)）

地域の建設業者は、社会资本等の維持管理のために必要な工事のうち、災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなどの事業（以下「地域維持事業」という。）を行っており、地域社会の維持に不可欠な役割を担っているが、建設投資の大幅な減少等に伴い、地域維持事業を担ってきた地域の建設業者の減少・小規模化が進んでおり、このままでは、事業の円滑かつ的確な実施に必要な体制の確保が困難となり、地域における最低限の維持管理までもが困難となる地域が生じかねない。地域の維持管理は将来にわたって効率的かつ持続的に行われる必要があり、入札及び契約の方法においても担い手確保に資する工夫が必要である。

このため、担い手確保のための入札及び契約の方法における工夫の必要性を把握する観点から、地域維持事業の担い手の実情を調査するとともに、地域維持事業に係る経費の積算において、事業の実施に要する経費を適切に費用計上すること。

また、地域維持事業の担い手の安定的な確保を図る必要がある場合には、品確法第20条に基づき、地域の実情に応じ、適正な予算執行に留意しつつ、複数の種類や工区の地域維持事業をまとめた契約単位や、複数年の契約単位など、一の契約の対象を従来よりも包括的に発注するとともに、実施主体は、迅速かつ確実に現場へアクセスすることが可能な体制を備えた地域精通度の高い建設業者とし、必要に応じ、地域の維持管理に不可欠な事業につき、地域の建設業者が継続的な協業関係を確保することによりその実施体制を安定確保するために結成される建設共同企業体や事業協同組合等とする契約方式（地域維持型契約方式）を、適切に活用すること。

加えて、地域の建設業者における担い手の育成及び確保に資するよう、品確法第21条に基づき、地域において受注者になろうとする者が極めて限られている場合における競争が存在しないことの確認により随意契約を行う方式（いわゆる参加者確認型随意契約方式）を適切に活用すること。その活用に当たっては、各発注者において会計法等の趣旨に即して適切に判断すること。

#### 5. ダンピング対策の強化（指針 第2 4 (3)）

ダンピング受注は、工事の手抜き、下請業者へのしづ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、公共工事の品質確保に支障を来すおそれがあるとともに、公共工事を実施する者が適正な利潤を確保できず、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となるなど、建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するおそれがある。

また、入契法においては、建設業者に、入札の際に入札金額の内訳書の提出を義務付けるとともに、発注者は、当該内訳書の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならないとされている（入契法第12条及び第13条第1項）。これは、見積能力のないような不良・

不適格業者の参入を排除し、併せて談合等の不正行為やダンピング受注の防止を図る観点から、入札に参加しようとする者に対して、対象となる工事に係る入札金額と併せてその内訳を提出させるものであり、各発注者は、談合等の不正行為やダンピング受注が疑われる場合には、入札金額の内訳を適切に確認すること。

また、各発注者においては、低入札価格調査基準を適切な水準で設定するなど低入札価格調査制度の適切な活用を徹底することにより、ダンピング受注の排除を図ること。

#### 6. 低入札価格調査の基準価格等の公表時期の見直し（指針 第2 4 (3)）

特殊法人等にあっては、予定価格及び低入札価格調査の基準価格について、事前公表により弊害が生じうこと、地域の建設業の経営を巡る環境が極めて厳しい状況にあることにはかんがみ、引き続き、事前公表は取りやめ、落札決定以後の公表とすること。

この際、入札前に入札関係職員から予定価格又は低入札価格調査の基準価格を聞き出して入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、予定価格の作成時期を入札書の提出後とするなど、外部から入札関係職員に対する不当な働きかけ又は口利き行為が発生しにくい入札契約手続や、これらの行為があった場合の記録・報告・公表の制度を導入すること等により、談合等に対する発注者の関与の排除措置を徹底すること。

#### 7. 談合等の不正行為に対する発注者の関与の防止の徹底（指針 第2 3 (5)）

入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）の趣旨及び近年の動向を踏まえ、各般の措置を総合的に講ずることにより、公正な競争の促進を図ることはもとより、不正行為に対する発注者の関与の防止の徹底に全力を尽くすとともに、不正行為に対しては厳正に対処すること。

このような観点から、職員に対する教育、研修等を適切に行うとともに、入札及び契約の過程並びに契約の内容について審査及び意見の具申等を行う入札監視委員会等の第三者機関の設置をはじめ、必要な対策の実施に積極的に取り組むこと。

また、談合情報を得た場合の取扱要領（談合情報対応マニュアル）の策定・充実及び公表を推進することと併せて、談合情報対応のための内部における連絡・報告体制等を整備すること。

#### 8. 指名停止措置等の適正な運用の徹底（指針 第2 3 (4)）

談合等不正行為を行った者に対しては、入札参加資格停止措置の適切な運用により厳正に対処すること。指名停止措置については、客観的な実施を担保するため、あらかじめ指名停止基準を策定し公表するとともに、その適切な運用を図ること。また、当該基準については、指名停止の原因事由の悪質さの程度や情状、結果の重大性などに応じて適切な期間が設定されるよう、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」及び「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申し合わせ」に沿って、あらかじめ指名停止基準を策定し公表するとともに、その適切な運用を図ること。

また、談合等不正行為の抑止を図る観点から、談合等不正行為があつた場合における受注

者の賠償金支払い義務を請負契約締結時に併せて特約する違約金特約条項を適切に付すること。違約金の額は、裁判例等を基準とした合理的な根拠に基づく金額とすること。

#### 9. 入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性の確保（指針 第2 1 (1)）

入契法第4条及び第5条の規定により、情報の公表を行わなければならない事項に加え、競争参加者の経営状況及び施工能力に関する評点又は当該点数と工事成績その他の各発注者による評点の合計点数、等級区分を定めている場合の区分の基準を公表すること。

入札監視委員会等の第三者機関の設置・運営について明確に定め、これを公表するとともに、その活動状況に関する必要な資料を公表するなど透明性の確保を図ること。また、入札及び契約に係る苦情を中立・公正に処理する仕組みを整備すること。

指名行為に係る発注者の恣意性を排除し、不正行為を未然に防止するため、指名競争入札における指名基準を策定・公表すること。なお、指名業者名については、談合を助長することのないよう、入札前には公表しないこと。

入札及び契約に関する情報の公表の際には、透明性の向上を図る観点から、原則としてインターネットを活用して行うこと。

#### 10. 社会保険等未加入業者の排除（指針 第2 6 (1)）

公平で健全な競争環境を構築する観点からは、社会保険等に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすることが重要である。このため、法令に違反して社会保険等に加入していない建設業者（以下「社会保険等未加入業者」という。）について、公共工事の元請業者から排除するため、定期の競争参加資格審査等で、社会保険等未加入業者を有資格者名簿に登録しない等、必要な措置を講ずること。

また、社会保険等未加入業者については、元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止することや、社会保険等未加入業者を確認した際に建設業許可行政庁又は社会保険等担当部局へ通報すること等の措置を講ずることにより、下請業者も含めてその排除を図ること。

#### 11. 不良・不適格業者の排除（指針 第2 6 (1)）

建設業法その他工事に関する諸法令（社会保険等に関する法令を含む。）を遵守しない企業やペーパーカンパニー、適切な施工が行い得ない企業などの不良・不適格業者については、建設業許可行政庁等と相互に連携し、公共工事からの排除に向けた取組の徹底を図ること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項において、国は指定暴力団員等をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないための措置を講ずることとされていること等を踏まえ、暴力団員が実質的に経営を支配している企業やこれに準ずる企業（暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している企業など）が公共工事からの的確に排除されるよう、警察本部と協定を締結し、これに基づき相互通報体制の確立や定期会議の開催などを通じて、緊密な連携の下に十分な情報交換等を行うとともに、公共工事標準請負契約約款に沿った暴力団排除条項の整備・活用を図ること。また、受注者に対し、暴力団員等による公共工事への不当介入があった場合における警察本部及び発注者への通報・報告等を徹底すること。また各発注者は、不良・不適格業者の排除の

ため、一般競争入札や公募型指名競争入札等における入札参加者の選定及び落札者の決定に当たって、発注者支援データベースの活用等により、入札参加者又は落札者が配置を予定している監理技術者の専任又は兼任の状況についても確認すること。

(以上)